

目次

1. 財務省ならびに日本銀行に対する要望
 - (1) 外為法上で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化・省力化
 - (2) 「資本取引」に関する各種報告(様式9～11)の必要性の見直し

1. 財務省ならびに日本銀行に対する要望

(1) 外為法で義務と規定している一定の取引の事後報告制度の簡素化・省力化をお願いしたい。

- 1) 2005年に予定されている報告の電子化を待たずに、報告制度の見直しや簡素化が図られるべきである。また、それができない場合は、そのできない理由も開示されるべきである。
- 2) 簡素化に当たっては、各種取引の報告の必要性につき再検討を願うと共に、必要とされるものについては、ウェブサイトのリニューアルを行うなどの方法で、その理由を分かりやすく開示願いたい。

(例えば以下の環境整備が必要である。)

- ・ わかりやすいルールの設定
- ・ 報告体系を一覧できるような早見表の作成
- ・ 自己の取引につき(YES/NO)をクリックしていくと、当該取引につき、どの報告が必要/不必要なのか、一目で理解できるようなウェブサイトの作成等、報告者の利便性を高める措置

(問題点)

- 1) 外為法で規定している報告対象となる取引が多種多様にわたる一方、報告方法や下限金額に統一性がなく取引現場に混乱が生じるケースがあり、報告者にとってルールそのものが複雑となっている。

(2) 「資本取引」に関する各種報告(様式9～11)の必要性を見直していただきたい。

(問題点)

- 1) 現在、たとえば保証差入れにつき「資本取引に関する債権の発生報告書」(様式9)を提出する際、報告書フォームには「取引実行日」は存在するものの、「取引終了日」は記載箇所がなく、ある一定の事象により当初予定とは異なる形で契約が満了するケース(「資本取引に関する債権の消滅報告書」(様式11)を提出するケース)を除いて、当該保証がいつ満了するのか知り得ず、報告データを累積していけば、当然ながら、報告者の対外保証残高は雪だるま式に膨らんでいだけであり、当該報告からは保証残高の推移すら読み取れない状況となっている。(様式9)報告が如何なる行政目的に使用されているのか明らかにすると同時に、その必要性を見直していただきたい。

以上

